資　料　3

使用料体系の検討（基本水量廃止による４パターンの追加検証）

1. 前回の検討経緯と本資料の位置付け

第３回東久留米市下水道使用料等検討委員会（令和８年９月 30 日開催）における審議では、本市における全使用者の約４割が基本水量である 10 ㎥以下の範囲に収まっている構造的課題をはじめ、コストをかけて節水に努めても一定水量まで同額である現行体系への疑問や受益者負担の公平性の観点、さらには国土交通省報告書（令和２年７月）における基本水量制の解消推奨を踏まえ、委員会として「基本水量は廃止（0 ㎥化）する方向性」で意見が集約されました。

本資料は、前回提示した【資料 3】の基本水量を廃止（0 ㎥化）した使用料体系において、0～20 ㎥間の従量区分の負担感の検討が継続審議となったことを受け、当初の【改定案⑥】をはじめとする、従量単価の構成が異なる４パターンについて比較検証を行うものです。

2. 検討対象とする４つの使用料体系パターン

(1)【改定案⑥】標準型（20 ㎥使用時 2,394 円）（当初案）

前回(第３回)お示しした当初案です。現行の基本水量（定額枠）を廃止して基本使用料を引き下げるものですが、大口利用者の減少傾向を踏まえ、20 ㎥以上の従量使用料の区分の改定率を概ね均等としています。20 ㎥以下に確保すべき使用料収入を「1～10 ㎥」（32 円）と「10 ㎥～20 ㎥」（148 円）に配分し、設定した案です。

(2)【改定案⑦】20 ㎥以下調整型（20 ㎥使用時 2,304 円）

改定案⑥をベースに、1～10 ㎥区分の従量単価を据え置き（32 円）、10～20 ㎥区分の従量単価を引き下げる（148 円→139 円）一方、20 ㎥超えの各区分の従量単価を引き上げる案です。使用水量の少ない区分に配慮し、使用水量の多い区分で負担を調整しています。

本案は、使用者数が多い使用水量区分への配慮しているものの、大口利用者が減少傾向にある本市においては、将来の収入減少のリスクも考えられます。

(3)【改定案⑧】10～20 ㎥調整型（20 ㎥使用時 2,304 円）

前回、委員からご提案のあった改定案⑥をベースに、1～10 ㎥区分の従量単価を引き上げる（32 円→41 円）一方、10～20 ㎥区分の従量単価を引き下げ（148 円→130 円）、区分間の単価のギャップ（変化幅）を緩和する案です。なお、20 ㎥超えの各区分は改定案⑥と同じ従量単価としています。

本案は、本市の基本水量に満たない使用者の平均である 5 ㎥の使用者帯の単価が上昇するため、改定案⑥に比べて将来の収入減少リスクを抑えられるものですが、一方で同案に比べ 10 ㎥前後の使用者帯の価格も上昇することになります。

(4)【改定案⑨】10～50 ㎥調整型（20 ㎥使用時 2,254 円）

改定案⑧をベースに、1～10 ㎥区分の従量単価をさらに引き上げ（32 円→50 円）、10～20 ㎥区分の従量単価をさらに引き下げる（148 円→116 円）ことで、20 ㎥利用者の負担増を一段と緩和する案です。なお、50 ㎥超える各区分は改定案⑥と同じ従量単価としています。

本案は、改定案⑧に比べ、5 ㎥の使用者帯の単価がさらに上昇するため、収入減少のリスクをさらに低減できるものですが、同時に同案に比べ 10 ㎥前後の使用者帯の価格もさらに上昇することになります。

図表１　改定案別 使用料表

種類		排水量	現行	改定案⑥	改定案⑦	改定案⑧	改定案⑨
基準改定率		－	－	21.0%	21.0%	21.0%	21.0%
一般用（円）	基本使用料	－	690	594	594	594	594
	従量使用料 1㎥につき	10㎥まで	0	32	32	41	50
		10㎥を超え 20㎥まで	125	148	139	130	116
		20㎥を超え 50㎥まで	162	192	201	192	183
		50㎥を超え 100㎥まで	210	249	260	249	249
		100㎥を超え 200㎥まで	241	286	298	286	286
		200㎥を超え 500㎥まで	290	344	359	344	344
		500㎥を超え 1000㎥まで	324	384	401	384	384
		1000㎥を超える分	363	430	449	430	430
浴場用（円）	基本使用料	－	280	242	242	242	242
	従量使用料 1㎥につき	基本水量を超える分	27	32	34	32	32

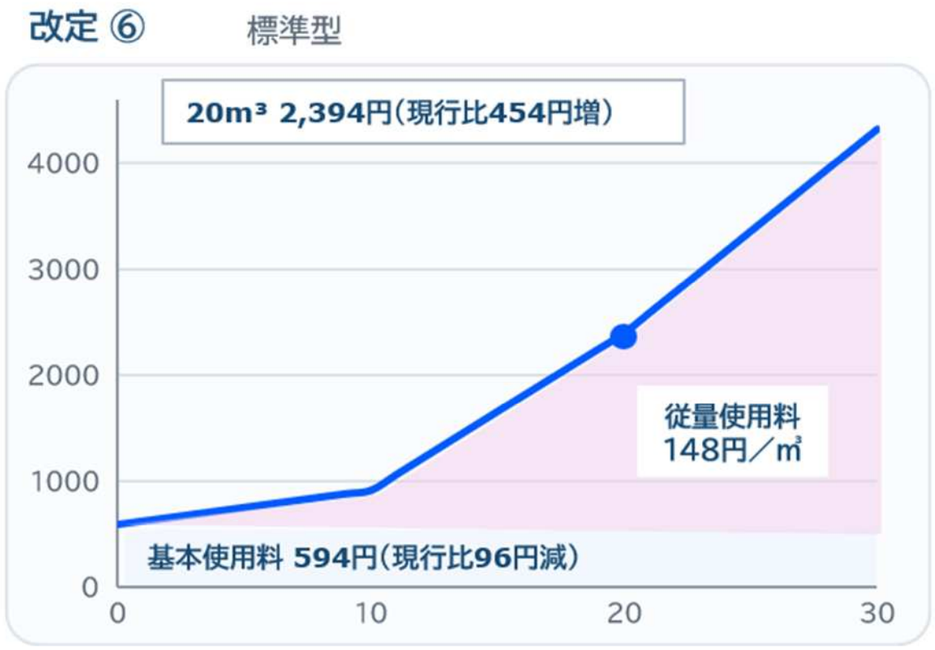
図表２　改定案別 早見表（一般用）

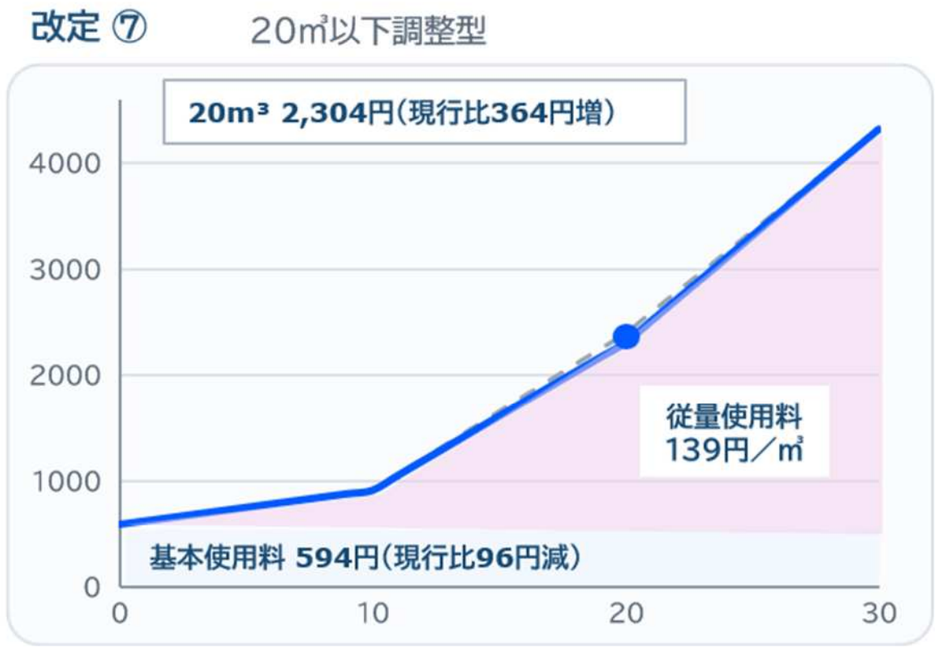
単位：円／1か月（税抜き）

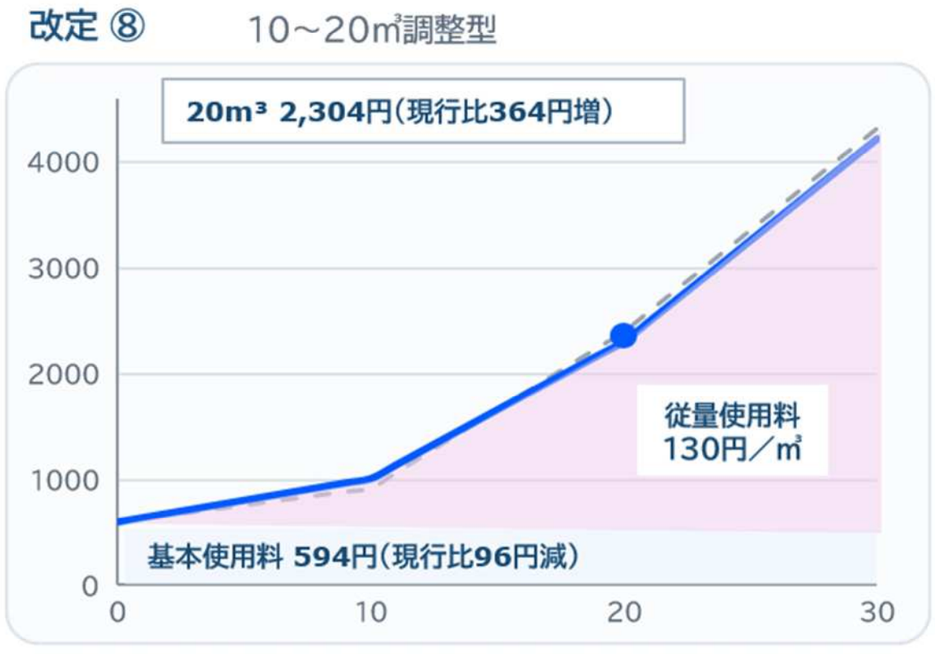
排水量(㎥)	現行	改定案⑥	現行との変化率 現行と差額	改定案⑦	現行との変化率 現行と差額	改定案⑧	現行との変化率 現行と差額	改定案⑨	現行との変化率 現行と差額
0	690	594	86% ▲ 96	594	86% ▲ 96	594	86% ▲ 96	594	86% ▲ 96
5	690	754	109% 64	754	109% 64	799	116% 109	844	122% 154
8	690	850	123% 160	850	123% 160	922	134% 232	994	144% 304
10	690	914	132% 224	914	132% 224	1,004	146% 314	1,094	159% 404
20	1,940	2,394	123% 454	2,304	119% 364	2,304	119% 364	2,254	116% 314
30	3,560	4,314	121% 754	4,314	121% 754	4,224	119% 664	4,084	115% 524
50	6,800	8,154	120% 1,354	8,334	123% 1,534	8,064	119% 1,264	7,744	114% 944
100	17,300	20,604	119% 3,304	21,334	123% 4,034	20,514	119% 3,214	20,194	117% 2,894
200	41,400	49,204	119% 7,804	51,134	124% 9,734	49,114	119% 7,714	48,794	118% 7,394
500	128,400	152,404	119% 24,004	158,834	124% 30,434	152,314	119% 23,914	151,994	118% 23,594
1000	290,400	344,404	119% 54,004	359,334	124% 68,934	344,314	119% 53,914	343,994	118% 53,594

図表３　改定案⑥との比較検討

改修案⑥を各改定案にグレー点線で図示









※料金を表した比較です。